

令和3年第1回石狩市介護保険事業運営推進協議会

開催日：令和3年7月28日（水）

時 間：18：00～20：30

場 所：石狩市総合保健福祉センター3階視聴覚室

傍聴者数：2名

【出席者】

委 員：一條、木元、西本、平野、立石、築田、三上、丸山、中村 計9名

事務局：石狩市長加藤、保健福祉部長大塚、高齢者支援課長鍋谷、主査田中、主査二上、主査高石、主任青山、地域包括ケア課長内藤、主査岩本、主査飯岡、厚田地域包括支援センター長吉田、主査富木、浜益地域包括支援センター長宇野、主査小島、石狩南地域包括支援センター長吾田、石狩北地域包括支援センター長菊地、花川中央地域包括支援センター長多田 計17名

議事録

【18:00 開会】

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

本日は大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

定刻でございますので、只今から、令和3年度第1回石狩市介護保険事業運営推進協議会を開催いたします。私は事務局を担当いたします、高齢者支援課長の鍋谷でございます。よろしくをお願いします。

なお、立石委員におかれましては、数十分遅れるとのご連絡をいただいております。また、議事につきましては到着を待たず進めることをご了解いただいております。

初めに、開会に当たり、石狩市長加藤龍幸より一言ご挨拶を申し上げます。

【加藤市長】

皆様お疲れさまでございます。皆様方におかれましては、まずもって、石狩市介護保険事業運営推進協議会の委員をお引き受けいただいたこと、また、北海道では珍しいぐらいの連日猛暑の中、それぞれにお忙しいところ、この会議にご出席いただきますことに、改めまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、コロナ禍の対応について、我が国で新型コロナウイルスが発生してからもう1年7か月が経過しておりますが、なかなか収束を見ることができません。それぞれの施設等におかれましても、大変なご苦勞をされてるのではないかとお察しいたします。

また、ワクチン接種につきましても、医師会や医療従事者の方々からのご協力を得ることにより順調に進んでおりまして、65 歳以上の方でご希望される方に対しては、今月いっぱい接種を終えられるのではないかと考えております。ワクチン接種のクーポンについても、現在 55 歳以上の方たちに送付させていただいており、ワクチン供給との兼ね合いもありますが、54 歳以下の方への送付については庁内で議論をして、なるべく早めに送付したいと考えているところでございます。

本協議会ですけれども、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会、介護保険事業計画等作成委員会が、それぞれの目的とするところを引き継ぎ、統合され、現在に至っており、その審議いただく範囲につきましても、地域密着型のサービス事業所の供給に係る事項や、本年度、花川地区に 1 か所新たに設けさせていただきまして 5 か所となりました地域包括支援センターの運営、さらには高齢者施策から介護保険のサービス量や保険料、計画に至るまで、本市の社会保障制度の根幹に係る非常に重要な事項を検討する協議会と承知しているところでございます。

2025 年問題はもう目の前であり、次期計画の期間内となります。時の流れは想像以上に早いもので、その先にある 2040 年問題をしっかりと見据えていかなければならない状況であります。

この 3 月に本協議会にご答申をいただき策定の運びとなりました令和 3 年度からの現計画の中でもご議論をいただいておりますが、この超高齢化社会におきまして、認知症、8050（ハチマルゴーマル）問題など、高齢世帯が抱えるさまざまな問題や介護サービスを支える働き手の不足など、これまでも、我が国社会が抱えていた諸課題が以前にも増して、より顕在化しているのではないかなというふうに感じております。

増え続ける高齢者人口をどう支えていくか、社会保障の財源、人材面など、さまざまな側面から、いかに対応していけるのだろうか、これらに対する国の動きも非常に大事ではありますが、一方で、地域の問題は、地域の英知を集めて適切に対応を図っていかなければなりません。また、介護サービス量と介護保険料の負担の議論も避けられないものとなるのではないかと考えております。

本日は、この後の次第でもありますように、次期石狩市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の諮問をさせていただきたいと思いますが、本協議会には、さまざまな分野の皆様にご参集をいただいておりますので、皆様のそれぞれの知見、経験や知識をお借りしながら、市民にとって真に有意義な計画となりますようしっかりと進めてまいりたいと考えております。これから約 3 年間、皆様のお力添えを切に切にお願い申し上げたいと思います。

以上簡単ですが、会議に先立ちまして私からの挨拶といたします、どうかよろしく願いいたします。

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

次に会議次第 3 です。本日は、新しい委員構成での初めての協議会でございますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。最初に、委員の皆様方から自己紹介をいただき、

引き続き、事務局から自己紹介をさせていただきたいと存じます。

【各委員・事務局自己紹介】

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

続きまして、会議次第4、会長と副会長の選出でございますが、石狩市介護保険事業運営推進協議会設置要綱第3条第3項の規定により、会長と副会長を各1名選出いたしたいと思っております。こちらにつきましては互選となりますが、立候補や推薦はございませんでしょうか。

【各委員】

(なし。)

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

ないようであれば、事務局案ということで、ご提案させていただいてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

それでは、僭越ではございますが、事務局案を申し上げたいと存じます。会長には、藤女子大学から推薦をいただいております、前任期においても会長をされておりました、藤女子大学准教授の丸山正三委員を提案いたしたいと思っております。いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

ありがとうございます、それでは、会長は、丸山正三委員に決定させていただきたいと存じます。

次に副会長選出です。立候補や推薦等ございませんでしょうか。

【丸山会長】

西本委員を推薦いたします。

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

西本委員、よろしいでしょうか。

【西本委員】

推薦いただきましたのでお受けいたします。

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

ほかの委員の皆様もよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

それでは副会長は西本委員に決定いたしたいと存じます。

では、会長にご就任された丸山会長から、就任のご挨拶をお願いいたします。

【丸山会長】

藤女子大学人間生活学部の丸山と申します。会長として指名いただきましたので、このように現場経験豊富な皆様の中で、大変僭越ではありますが、会長としての役割を果たすことができればと思います。

昨年度、第8期の介護保険事業計画が策定されまして、今年度より計画がスタートしています。さまざまな調査と意見の集約を踏まえて、実態に即した計画が策定されたと思っています。改めまして、計画策定にご尽力いただきました皆様に感謝申し上げたいと思います。

今年度からの介護保険事業運営推進協議会では、第9期の介護保険事業計画の策定に取り組むことになります。加えて、高齢者保健福祉計画の改定も行います。今回の改定は、2025年を見据えて、新しいフェーズへの移行を考えた計画が必要と考えています。介護ニーズが格段と高まり、保険料の増加も避けられないように思っておりますが、市民の皆様が納得と安心のできる計画の策定が必要と考えています。どうぞ今後の検討に当たりまして、ご協力賜りたく、よろしくお願いいたします。

また地域包括ケアシステムの推進に当たり、地域包括支援センターが果たす役割がますます大きくなってくると思います。従来、地域包括ケアシステムは、高齢者の地域生活を想定したものでしたが、国では、世代や分野を問わない、包括的な地域包括ケアシステムが必要と提言しています。医療と介護の連携はもちろん、多様な領域との連携、市民や民間の協力を得ていくことなど、より良い地域づくりを含めた対策が必要となると考えています。

これまでの実績を踏まえ、ぜひ地域包括支援センターにリーダーシップを発揮していただけたらと感じているところです。

どうぞこれからの審議に当たりまして、皆様のご協力をお願いします。

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

丸山会長、ありがとうございます。

それでは次に会議次第6、諮問となります。加藤市長から丸山会長へ、本協議会に諮問書をお渡ししたいと存じます。市長と丸山会長は中央をお願いいたします。

【市長より丸山会長へ諮問書交付】

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

ありがとうございます。なお、加藤市長につきましては、公務のためこれにて退席させていただきます。

事務局による進行にご協力いただきありがとうございます。これ以降は丸山会長に会議の進行をお願いいたします。

【丸山会長】

まず先ほどいらっしゃいました立石委員から自己紹介をお願いします。

【立石委員自己紹介】

【丸山会長】

ありがとうございます。

この会議は公開となっています。また議事録を作成するため、録音させていただいておりますので、発言される際には、先にお名前を述べてからお願いしたいと思います。

本委員会の議事録につきましては、全文筆記にて作成することになりますので、ご承知おきをお願いいたします。

それでは会議次第7、議題第1号について、事務局より説明をお願いいたします

【事務局：地域包括ケア課岩本主査】

議題第1号についてご説明いたします。地域包括支援センターに関しましては、今年4月1日から、花川北3条3丁目に、花川中央地域包括支援センターを新設いたしました。これによって石狩圏域の各地域包括支援センターが担当する高齢者人口規模が小さくなり、業務の偏りが改善され、地域包括支援センター機能強化を図っているところです。このことを踏まえまして、この先のご説明に入らせていただきます。

では、お手元の資料1の1ページをご覧ください。

ここでは、4月1日現在の各地域包括支援センターの担当地区、専門職の人数、高齢者人口、高齢化率、3月末日現在の要介護認定者数等をまとめて記載しております。恐れ入りますが、ここで訂正がございます。②各地区の事業対象者及び認定者情報の「厚田」の「事業対象者」が0人と記載しておりますが、正しくは2人となります。大変失礼いたしました。

次の、2ページから6ページは、令和2年度における各地域包括支援センターのケアプラン利用者のサービス利用状況を示したもので、特段の理由なく特定の事業所に偏りがないか公正性を確認するものとなっております。

次の7ページは、各地域包括支援センターで受けた総合相談の件数と内容の内訳を示しております。どの地域包括支援センターも相談件数が増えており、地域包括支援センターを増やした理由の一つとなっております。最も多い相談は介護サービスに関するもので、高齢者本人、家族からの相談が多くなっております。また、認知症、精神疾患、権利擁護に関する相談も増えており、課題解決までに時間を要したり、多くの人手が必要とされている状況です。

次の、8ページは、権利擁護関係と、包括的継続的ケアマネジメントに関する実績を示しております。項目4の①の虐待相談件数は前年より増え、これに対する支援は全センター合わせて160回以上となっており、虐待対応に必要な稼働が多くなっております。

項目5の①は、ケアマネジャーに対する支援件数です。ケアマネジャーが担当する困難事例に同行訪問するなどのサポートを実施いたしました。

次の9ページは、地域ケア会議の開催状況となっております。③の地域ケア会議個別ケース検討会は地域包括支援センターが主催するもので、関係者が集まって困難事例の処遇検討を行う場となっております。また、この会議では、他の高齢者や地域に共通する課題、つまり地域課題を積み上げており、記載のような地域課題が明らかとなっております。この地域課題を解決するための取組に結び付けることが最終目的となっております。

次の10ページと11ページは、地域包括支援センターが作成するケアプラン件数と、ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託した件数の実績となっておりますので、お読み取りいただきたいと存じます。

12ページは、担当地域における介護予防事業の実績となっております。コロナの影響により、高齢者クラブ等へのアプローチが思うようにできなかったのですが、啓発用チラシ配布などの工夫で、今年度への取組に繋いでおります。

ページは飛びまして、32ページをお開きください。各地域包括支援センターの計画のもととなるのがこの地域包括支援センター運営方針であります。ここにお示ししておりますとおり、各地域包括支援センターは「石狩市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の基本理念と、「地域包括ケア推進のための基本方針7項目」に沿って、事業計画を作成します。

また、項目2の「重点的な活動項目」として、「予防的地域支援」の観点から、「地域包括支援センターの周知強化」「計画的なアウトリーチ活動の強化」「包括的・継続的ケアマネジメント支援の充実」「地域ケア会議の積極的開催」を掲げております。具体的内容につきましては、33ページ以降をお読み取りいただきたいと存じます。

それでは、各地域包括支援センターから令和2年度事業評価および令和3年度事業計画について報告いたします。資料1の13ページ以降となりますが、ページが多いことから、本日お配りしたA3の概要版（当日資料）に沿って報告いたします。なお、今年度計画につきましては、新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて柔軟に計画修正しながら実施してまいります。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、地域包括支援センターの運営についてのご意見を賜りますようお願いいたします。では、南地域包括支援センターから参ります。

【事務局：石狩南地域包括支援センター吾田センター長】

配布資料1の13ページをご覧ください。令和2年度の重点項目は2点あげています。まず基本方針1、例年実施していたスーパーマーケットでの健康チェックと相談コーナーが実施できなかった中で、代替策として回覧板用ポスターを作成し配布準備を行いました。

障がい者が関係する相談には地域の窓口として、障がい支援事業所とのつながりを強化し、必要時にいつでも連携できる体制を整えることができました。こちらは年間連携件数3件になります。

また、適切な支援に結び付けるための地域ケア会議を年間で6回開催し、個別課題の解決と地域課題の抽出を行いました。一方、居宅介護支援事業所へのアンケート調査から、イン

フォーマルサービスについてのより詳しい情報が知りたいとの意見があったことから、口頭での説明に加えパンフレットや一覧表等での情報提供を行い、ケアプランへの盛り込みを推奨しました。

次に基本方針3、認知症高齢者への対策強化として、認知症カフェ新規立ち上げ支援はコロナウイルスの影響で未実施でしたが、現地視察を行い予算案含めた企画書を完成させ、コロナ感染状況を確認しながらすぐに開設できるよう準備できました。

認知症の方の支援としては、高齢者クラブ等が活動していない中で、民生委員との連携を強固に持ち地域情報を有効に活用し、状況に応じ同行訪問を行いました。

次に、令和2年度総合相談等から見えた地域課題を3点あげています。

一つ目、相談対象者の介護や健康上の課題に加え、同居している家族の身心の障がい、生活困窮や子育て上の問題など世帯全体で課題を抱えている事例が増えています。複雑な家族関係から、問題解決に時間を要するケースも増加傾向です。

二つ目、自立支援型プランを作成するにあたり、市内ケアマネジャーにとって地域のインフォーマルサービスについてより詳しい情報提供が必要であることがわかりました。

三つ目、認知症がある程度進行した状態で初めて相談に来るケースが数件確認されています。独居高齢者に加え、8050問題や、孫や姪が介護に携わっているヤングケアラーの世帯にもその傾向が伺えました。

次に、令和3年度の計画重点項目は2点あげています。資料1の43ページをご覧ください。

基本方針1、市民周知として作成準備した広報ポスター550部を5月に配布しております。地域包括支援センターの周知活動として町内会、高齢者クラブ役員等の地域組織に直接出向き、地域の状況把握に努めます。また、世代を超えたセンターの周知活動も行うことで、将来的な活動に向けて新たな基盤を作ります。地域のスーパーマーケットでの健康チェックと相談コーナーについては、感染症の状況を確認しながら店舗と相談し、年度内で2回程度の実施を計画しています。総合相談業務では、幅広い内容の相談に対応するため、障がい福祉課等との連携を強化、複数の支援機関によるチームでの関わりを行います。その他、地域ケア会議を積極的に行い、抽出された地域課題について新たな資源開発・政策提言へとつなげます。介護支援専門員連絡会や居宅介護支援事業所との合同研修会、年1回以上の事業所訪問を行い、自己評価で達成できていなかった介護支援専門員の実情把握に努めます。さらに、市内のインフォーマルサービスについての情報をわかりやすく整理し、介護支援専門員に向けて情報提供いたします。

次に基本方針3、認知症初期集中支援チームとの連携として、認知症の事例を把握した場合、チームとの連携の必要性を行政と協議します。また、継続して民生委員との連携を強化、認知症の方とご家族が安心できる地域作りを目指します。徘徊見守りSOSネットワーク拡充では徘徊見守り訓練に参画し、今後の花川南地区での訓練につなげます。認知症カフェは、前年度コロナ感染症の影響で実施できなかったため、花川南地区での認知症カフェ

を1か所以上新規で開始するための準備を行い、相談できる拠点の増加を目指します。

【事務局：石狩市北地域包括支援センター菊地センター長】

当日資料の2ページをお開きください。令和2年度事業計画 重点項目3点について、評価をご報告いたします。

基本方針1、地域包括支援センターの機能拡充です。今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により町内会等の活動が縮小、高齢者クラブやサロンなどへの周知活動ができませんでした。そのためアプローチを変更し、地域の町内会長等、役員のもとに出向き直接実情を把握し、心配な一人暮らし高齢者の情報を得て、戸別訪問による実態把握を行いました。

また、地域における社会資源である大学等、学校関係に関しても計画していた活動が中止となったため、北海道医療大学や藤女子大学での講義を請け負うことで大学との関係性を強化しました。

これらの取組によって、地域の中で心配されている高齢者と包括が直接つながることができ、生活実態を把握できたことは効果的なアプローチであったと考えています。

続いて基本方針3、認知症高齢者への対策です。休止中の認知症カフェについて、感染予防を徹底し再開を模索しましたが、感染拡大によりやむなく中止としています。カフェの参加者へ定期的な実態把握、介護保険制度へのつなぎ等、個別対応の中で関りを継続しています。

総合相談機能の強化として、日々の総合相談の中で認知症に関する相談を洗い出し、センター内で支援方針の検討を重ねてきました。このことで地域ケア会議開催、他機関のネットワーク拡充等、相談機能強化につながったことは成果と考えます。

続いて基本方針4、介護予防の推進です。介護予防に関する情報発信として、自宅でできる運動のチラシを作成、生活支援コーディネーターと連携し、市内の高齢者へ幅広く配布しました。地域で集団活動が停滞したことで市民に届く情報が不足している実情があり、その中でチラシを活用し広く情報発信することができたことは成果と考えます。

続いて、令和2年度総合相談等から見えた地域課題を3点ほどあげています。

まず一つ目は、高齢者住宅内での入居者の生活実態が不明であること。必要時の相談先としての周知が不足していることが考えられます。高齢者住宅内での生活がすでに破綻している状態で、住宅の管理人が何とか支えていたケースもありました。より早い段階で相談機関との関わりが必要と考えます。

二つ目は、認知症、精神疾患等の疾患は明らかになっていないが、明らかに日常生活に支障が出ている状況で、本人が受診を拒否し医療機関につなげることが困難になっているケースがあることです。緊急度の判断、精神科医療機関と連携の中での対応が必要です。

三つ目は、親船地区、右岸地区のように社会資源が少ない地域において、相談機関につながった時にはすでに重度化しているケースがあることです。地域住民との連携により、心配な高齢者へのアウトリーチが必要と考えます。

続きまして、令和3年度事業計画についてです。資料は右側3をご覧ください。今年度計

画については、次の２点を重点項目とし、各事業の取組を開始しています。

基本方針１、地域包括支援センターの機能拡充です。今年度も多くの地域で住民活動が自粛されており、住民の実態把握が課題と考えております。計画では担当地域へのアウトリーチによる地域の実情と課題の把握、課題に対する支援の検討を地域住民と共に行います。また、地域の介護支援専門員との連携については、昨年度の地域ケア会議から把握された地域課題をもとに石狩市介護支援専門員連絡会との合同研修を計画しています。

基本方針２、認知症高齢者への対策です。認知症地域支援推進員を中心に事業を展開していきます。計画では、SOS ネットワークの拡充を目的とした周知活動、支援関係機関に向けた研修会の開催等を計画しています。地域に向けては、認知症カフェを地域の中の集いの場として再開させることを検討していきます。

以上で北地域包括支援センターからの報告を終わります。

【事務局：花川中央地域包括支援センター多田センター長】

花川中央地域包括支援センターはご存じのとおり、令和３年４月１日に開設した新しい地域包括支援センターです。これまで石狩圏域で実践されてきた南北地域包括支援センターが把握した地域課題等を踏まえつつ、開設年度である令和３年度の計画をご報告させていただきます。

地域課題については、資料にありますとおり、南北の地域包括支援センターより報告があった内容を記載させていただいています。

花川中央地域包括支援センターの令和３年度計画における重点項目として、三つあげています。

一つ目は基本方針１、地域包括支援センターの機能拡充についてです。①の地域包括支援センターの周知についてですが、新しい地域包括支援センターが開設されたことで、石狩圏域における各センターの担当地域分けも変更されていることから、担当地域の周知とセンター職員が介護保険関係事業所、町内会や民生委員などとの連携強化や各事例に対して協働できるよう顔の見える関係づくりをしていくと同時に、地域包括支援センターとして相談窓口であることの周知を行っていくようにします。また、第８期石狩市介護保険事業計画作成等に係る実態把握調査において、５割前後が地域包括支援センターを知らないという結果を踏まえ、町内会などの住民活動と接点のない地域住民の方にも相談窓口としての周知活動を行っていきます。②の地域や関係機関からの相談対応については、これまで南北の地域包括支援センターが実践されてきたように、相談内容から課題の把握に努めて緊急性を判断しつつ、必要に応じて関係機関とも連携しながら対応していくようにします。③及び④につきましては、資料を参照いただければと思います。

二つ目、権利擁護の推進についてです。①の高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応については、前年度に地域の関係機関に配布されたリーフレットを活用し周知に努めると同時に、市内各地域包括支援センターと連携、協働し、さらなる周知を行なうための資料の作成を行っていきます。②の消費者被害に係る支援については石狩市消費生活センターと連携

を図りながら周知及び個別ケースについても早期対応を行っていくこととしています。

三つ目、認知症高齢者への対策についてです。①の認知症地域支援推進員の派遣と認知症初期集中支援チームによる支援については、市内認知症地域支援推進員の方々と連携、協働しながら、認知症の方が安心して暮らすことのできる地域づくりに向けた普及啓発活動を推進していきます。②の認知症カフェの開催については、コロナ禍ということも踏まえた開催方法を模索し、担当地域での立ち上げの支援を行っていきます。自法人で新たに立ち上げることも視野に入れて検討をしていきます。

【事務局：厚田地域包括支援センター富木主査】

令和２年度の重点項目に対する評価及び令和２年度の総合相談などから見えた地域課題について報告したのち、令和３年度の計画について報告させていただきます。

令和２年度の重点項目の一つめに地域包括支援センターの機能拡充をあげ、三つの取組をいたしました。一つ目は、厚田区を４地区に分けて７０歳以上の方達を対象に実態把握調査を実施しております。令和２年度はその中の聚富地区を対象にしておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防のために訪問を控えていた時期があり、訪問数が少なくなりました。今後は感染症予防に注意しながら、電話などのさまざまな方法で実施を検討していきます。二つ目の取組は、月２回のケース検討会の開催です。厚田区内の介護サービス提供事業所やケアマネージャーとともに介護サービス利用者などの情報共有を行い、支援内容を検討しています。新型コロナウイルス感染症予防のため何度か会議が中止になり、現在はリモートによる会議を開催しております。三つ目の取組は、見守りマップの更新です。厚田地区民生委員協議会に参加し、見守りなどの支援が必要な方や災害時の要援護者の情報共有を行うとともに、地区の課題について話しております。会議への参加は年１回ですが、個別のケースで支援が必要な際は担当の民生委員と連絡をとりながら支援を行ないました。

これらの取組を通して、厚田地区内で介護サービスや福祉サービスを利用している方、在宅酸素療法や透析などの医療を受けている方などの一覧表を作成し、必要時は速やかに関係機関と情報共有や対象者への支援に活用することができました。

令和２年度の重点項目の二つ目に認知症高齢者への対策をあげました。令和２年度は新型コロナウイルス感染症のため、認知症サポーター養成講座を実施できませんでしたが、今後は感染状況を見ながら開催していく予定です。また、認知症予防や地域包括支援センターの活動、介護予防などを掲載した「厚田包括支援センターだより」を年４回発行し、認知症予防などについての周知を行ってまいりました。

総合相談や実態把握調査などを通して見えた地域課題といたしまして、一つの相談がさまざまな課題を抱えていることが多く、関係機関や地域のインフォーマルサービスとの連携が重要になっていました。

また、令和２年度の相談の特徴としまして、新型コロナウイルス感染症予防のために、地域で集まる場の減少や外出を控えることが多く、特に昨年の春は、気持ちの落ち込みや感染

症に対する不安を訴える方が多くいらっしゃいました。このため、介護予防教室開催時に声かけを行うとともに、新型コロナウイルス感染症予防のために、教室が休みの際には、介護予防教室参加者全員に電話による教室中止の連絡と体調確認などいたしました。

また、転倒予防教室が中止の際は、希望される方に自宅で行うことができる運動表を毎月、送付しております。しかし、自宅での運動継続が難しく、冬の教室開催時にはバランス能力の低下などが見られました。このため、今後も自宅でできる介護予防の取組を普及するとともに、感染症予防に留意し、介護予防教室を行っていきます。

今年度の計画といたしまして、まだ訪問ができていない聚富地区などの実態把握調査やケース検討会の開催、見守りマップの更新などを継続していきます。また、認知症高齢者への対策として、認知症サポーター養成講座の開催や各地区の高齢者クラブでの講話などを実施していく予定です。

【事務局：浜益地域包括支援センター小島主査】

令和2年度計画に対しての評価ですが、三つの領域を重点項目としてあげていました。

基本方針2「権利擁護の推進」は、消費者被害防止に向けての取組といたしまして、消費生活センターとタイアップした出前講座を、緑ジョイクラブにおいて計6地区に実施しました。4年前から介護予防事業の中で行っていますが、生活に密着した事例紹介や、相談先を繰り返し確認することで、被害の抑止力となっていると感じております。

基本方針4「介護予防の推進」は、「生き生き通信」でフレイル対策を取り上げ、自宅でできる体操や口腔機能低下防止について紹介を行いました。新型コロナウイルスの影響で、介護予防事業のほとんどが中止せざるを得ない状況の中ではありましたが、屋外で青空体操クラブを開催し、たくさんの方に参加していただくことができました。また、地域サロン「カフェ・クローバー」につきましても、感染予防対策を講じながら開催し、その中で介護予防事業の展開の可能性を探ることができました。

基本方針6「生活支援体制整備事業の推進」は、介護サービス充足調査、高齢者実態把握調査を行い、介護サービス充足調査の詳細につきましては昨年度の協議会の中でご報告させていただいております。調査を通じて、浜益での暮らしを望む方が多い一方で、在宅を支える既存のサービスの需要と供給にギャップがあることや、冬期間の暮らしや買い物、交通など安心して暮らせる環境が確保されることも、在宅の継続に必要な要素であると確認することができました。

次に、令和2年度総合相談等から見えた地域課題です。

地域包括支援センターに寄せられる生活の拠点についての相談のうち、ここ2年で43%の方が区外に転出されているという実態があります。浜益での暮らしを継続するためには、既存のサービスの空白をできるだけ埋めていくことや、住民同士の支え合いの仕組みが支え手不足で揺らぐ中、冬期間の生活不安や生活インフラをどう支えていくかということも大きな課題と考えます。

消費者被害防止については、出前講座を毎年実施しておりますが、手口は日々形を変えて

おり、被害を未然に防ぐために一般的な知識の普及や、地域包括支援センターも相談機関であることの役割周知に継続して取り組む必要があると感じています。

新型コロナの影響で、自粛慣れが危惧された一年間でありましたが、外出や人との交流機会が減り、実際に意欲低下や要介護状態に近づく方もいたことから、コロナ禍における介護予防事業の必要性を強く感じております。感染予防対策を講じながら、地域特性に合った事業展開が必要と考えています。

最後に、令和3年度計画の重点項目です。

基本方針1、地域包括支援センターの機能拡充です。相談窓口としての地域包括支援センターの周知に努めるほか、自立支援型地域ケア会議への出席や、浜益区での地域ケア会議開催に向け、個別ケース検討会を積み重ねるなどして検討してまいります。

基本方針2、権利擁護の推進です。消費者被害防止に引き続き取り組んでいくほか、相続や遺言などをテーマにしたミニ講話の実施に向け取り組んでまいります。

基本方針4、介護予防の推進です。感染予防対策を講じ、介護予防事業を通年で実施できるように取り組んでまいります。また、「カフェ・クローバー」も、生活支援コーディネーターと連携しながら、地域の社会資源の一つとして活用方法を考えていきたいと思ひます。

【丸山会長】

それぞれわかりやすく報告いただきありがとうございました。それでは委員の皆様から、今報告いただいた内容につきまして、確認や質問あるいはご意見等ございましたら、発言をお願いしたいと思います。

【木元委員】

各地域包括支援センターからの評価と事業計画ありがとうございました。大変期待しております。そこで重要になってくるのが地域包括支援センターの本来業務というところで、三専門職種の力が発揮できるような環境にあることが大前提かと思ひます。そこで、弊害という語弊があるかもしれませんが、介護予防ケアマネジメントの部分が、ネックにもなってくるのかなと思ひます。そうした中で数字だけを見させてもらうと、例えば10ページ、中央包括さんがない中ですが、北地域包括支援センターと南地域包括支援センターの再委託の数が倍以上違うというのは気になる部分と思ひております。三職種もケアマネジメントを担ってるとなれば、やはりこの再委託をどんどん増やしていかないと本本来業務が発揮できないと思ひますので、この再委託をどんどん増やしていただくことと、恐らくそれに関連してだと思ひんですが、その収支報告の部分も、例えば15ページの南包括と北包括の部分、浜益と厚田は直営ということで記載がないと思ひますが、収支報告を見ても、法人事業運営拠出金で、北包括と南包括で差がありすぎるなと思ひます。この内訳を教えてもらえればと思ひます。内部事情なので今すぐお答えできないということであればそれは結構です。

それから指定介護予防支援費に差があるのは再委託をしていることが原因かと思ひます。北包括と南包括は運営法人が違ひますが、金額に差はあるのは第三者から見ると気になる

というところが意見としてあります。お答えできる範囲でお答えいただければと思いますが、なければ意見としてお聞きいただければと思います。

【立石委員】

運営拠出金とは何でしょうか。

【木元委員】

地域包括支援センターとして法人に対して支出してる部分だと思います。その支出している金額がなぜ倍以上も違うのかということで、例えば家賃などがそこに入ってきているのかということかと思いますが。

【丸山会長】

木元委員からのご意見は、本来業務を充実すべきで、そのためには再委託を増やす必要があるのではないかということだと思います。南と北の地域包括支援センターでは運営法人が異なり、さまざまな事情があるかと思いますが、単純な比較は難しいかもしれませんが、お話いただける範囲でご説明いただけたらありがたいと思います。

【事務局：石狩市南地域包括支援センター吾田センター長】

再委託の件数は例年、低い状態ではあったのですが、少しでも伸ばしていけるように、再委託事業所の開拓など、努力を重ねているところであります。運営費については法人の意向がありますので、この場での答えは控えさせていただきます。

【事務局：石狩市北地域包括支援センター菊地センター長】

今、ご質問ご意見いただきました再委託の件数について、ご指摘いただいたように我々が本来業務を進めていくに当たっては、このケアプランの介護予防支援に当たる労力がかかり割かれてるところもありまして、そういった意味では北地域包括支援センターにおいては、地域の介護支援専門員の皆さんにご協力いただき、なかなか受けていただきにくいところを何とかご協力いただいていることに非常に感謝しております。運営費に関しては、地域包括支援センターの運営のほかに、例えば事務的な経理関係に関しては法人本部に人を置いてそこで行っているという関係もありまして、法人本部の事務関係の人件費を案分した形で設定してるというところが含まれてるかと思いますが。

【丸山会長】

よろしいでしょうか。では、ほかの委員の皆様からはいかがでしょう。

【西本委員】

今の木元委員の質問に加えての質問です。運営拠出金という内容はその地域包括支援センターから法人本部に拠出する、繰り入れをするというお金ですね。入るわけではなく、法人本部に出すお金です。石狩市からの委託金が入っている関係上、そこに大きく差があるというのは、木元委員の意見に上乗せする形で恐縮ですが、これは市としてはどう捉えていらっしゃるのでしょうか。そこをちょっと僕も確認したいと思います。差が倍以上、3倍ぐらいの差があると思うのですが、その差については問題ないと考えてらっしゃるのか、お尋ねします。

【事務局：地域包括ケア課内藤課長】

拠出金の多さについてのご質問についてですが、私どもが業務委託をするに当たりましては、設計書というものをつくりまして、それぞれの地域包括支援センターに幾らかかるのかという積算をします。それにプラスアルファで運営管理費という、全体額の計算をした上に何パーセントかを上乘せして、それは法人の利益の部分になると思いますが、そのような計算をして委託をする、ということになります。そのあとのことにつきましてはそれぞれの法人の中で運営していただいております。私たちは、人件費は幾ら、というような形で積み上げていくのですけれども、それで各法人で人件費が違っていたりですとか、そういうところからかかってくる経費が若干差は出てくるということは認めているところでございます。委託をした後につきましては、真つ当な業務をしっかりとやっていただいているのであれば、当然自助、自分たちの努力の中で経費を削減することに対して、我々としては関与しないということです。

【丸山会長】

ありがとうございます。西本委員、いかがでしょうか。

【西本委員】

おっしゃっている意味はよくわかりますし、理解はできるのですけれども、市からの委託金があるという中で、その差が、法人の運営努力で利益が上がりますよとか、これしかないですよという、差が出るわけですよ。これってどうなのかなと思うのですが、委託金がなく、例えば介護予防事業で入ってくる公的なものを介護保険事業で行う、その対価として、その分を法人の中でどう扱ってもいいというのであれば理解できるのですけれど、委託金として出しているものに対して、地域包括支援センターによって法人拠出金の差が大きいというのがどうなのかと思うところはあります。私も法人運営をしている関係上、やはり拠出金に差が出ないようにバランスをとらなければいけない幾つかの事業があった場合、法人へ繰入をするときにはその割合、パーセンテージを揃えなければいけないというところで、それぞれの事業所で協力しているということがあります。例えば地域包括支援センターがこれだけの委託金でこれだけの法人拠出金を出してるのであれば、その割合を地域包括支援センターにもあてがうという働きかけを行政からしてもらうことは難しいものでしょうか。

【事務局：地域包括ケア課内藤課長】

設計に関する考え方は先ほどお伝えしたとおりです。それぞれの地域において、これくらいの人員が必要であるというところから設計をしていくということになります。ご指摘の差の件について、確かにこれは我々の積算の中で財政部局の方とも協議をしたところでございます。財政部局としても、差があるのであればこの差を縮めるべきであろうということも指摘をされているところです。その中で今年度、令和3年度につきましては、その差を縮小させていただいて、できる限り差を小さくするというような中で、それぞれの3包括の委託料を積算したところですので、これが今年度の決算の中でどのような形で出てきて、それ

がまたあまりにも大きな差があるようであれば修正をかけていかなければならないというふうには考えております、ただ令和2年度につきましては、その差が大きかったものについて返還するであるとか、そういうようなことについて契約等の中に盛り込んでいないものですから、令和2年度につきましてはこのままにさせていただき、令和3年度から改善をしているというような状況でございます。

【西本委員】

ご説明ありがとうございました。令和3年度以降は改善していくということかと思えます。私は国保の方の委員会にも入っていて、やはりそこでも財政が厳しいというお話をしきりにいただき、どうにかして市から税金を投入しなければいけない、拠出金を捻出しなければいけないということを聞いているものですから、多少なりともそういうところは削減していく努力をされた方が、市民の税金にかかってくる話だと思いますので、市民にとって効果的な話となるのかなと思ったもので、ご質問させていただきました。令和3年度以降、そういう取組をされていらっしゃるということであれば問題ないのかなとは思いますが、その数字を見させていただいて、また意見を述べさせていただければと思います。

【立石委員】

ちょっと私は全く数字のことはわからないので、ここの収入と支出が1円も違わなくそろっているということ自体も不思議ですけど、恐らくこういう形の書類を作るということで行われていることだと思いますが、結論として、石狩市からこれだけの委託金が入っていて、南と北がこれだけの余剰金のようなお金が出るのだとすれば、例えば、今までの仕事内容や、人件費をもう少し加えて人を増やすとか、このコロナの状況でどこかに出かけるときの交通費にあてがうとか、これがもっと市民のために使われることが正しいのではないかと思うんですね。かたや、このように倍ぐらいの差があって、これがずっと使われていて、石狩市に住んでいないとあまり興味がないのかもしれませんが、僕らここで税金を払ってる者としては、この委託金を出して、ここの法人がこういう形でやるんだったら、お金を返せとは言いませんけれども、少なくともこのお金を使って、もう少しすべきことがほかにあるのではないかと思うんですね。市はそれを指導すべきという気がするので、令和3年度を見てからというよりも、やっぱりこういうことをきちつきちっと指導してチェックができてないと、去年までこうでしたからこうしますという今までのやり方と全く変わってないですから、もう少し何か、今の話だけでは、僕は納得いきません。もう少しこのお金の有効な使い方があるんじゃないのか。これは市民の出したものですからね、そうするとやっぱり地域包括支援センターというものは、そもそもそういう趣旨で動くものだから、もうちょっと何かお金の使い方があってもいいんじゃないかと思います。

【丸山会長】

ありがとうございます。事務局からいかがですか。

【事務局：地域包括ケア課内藤課長】

立石委員からのご意見は、全くそのとおりだというふうに私たちも思います。例えばケア

プランの作成が忙しくて本来業務がうまく回らないとき、人を増やしてくださいという依頼は各法人にさせていただいているところです。ただ、その当時におきましては、人手不足といますか、ケアマネジャーがなかなか集まらないですとか、そのような事情の中で、人を増やせずに経費が使えなかったというような事情も確かにございます。もちろん、こちらとしてもチェックができていなかった部分は確かにございます。今後につきましては、このような部分については善処していまいりたいというふうに存じます。

【丸山会長】

関連するご質問などございますか。

【木元委員】

この収支報告の見せ方に原因があるのかもしれないと思うのですが、逆にもう少し詳しく記載していたら、双方、僕ら委員としても納得した数字だったかかもしれないと思います。例えば介護予防マネジメント収入と委託金の収入は、例えば何パーセントで按分してそれを出すとかせず、まとまった数字で人件費、拠出金となっていると、その線引きと言いますか、委託金からの人件費がどれくらいで、マネジメントの差がどれくらいなどとなる。多分、こういった委員会なのであまり詳しく載せないということでの配慮だったかもしれませんが、結果それがあだとなっている可能性もあるので、次の報告のときは、本当に細かい詳細までとは言いませんが、もっと詳しく書いていただいた方が委員としてもわかりやすく、こういうことでこうだったのかと納得していた部分もあったかかもしれないと思います。次の報告での見せ方も、事務局としてはご検討いただいてもいいのかなと思います。

【丸山会長】

ありがとうございました。表面に出てきている数字だけですので、内容についてはわかりかねる部分はあるかと思います。それぞれの法人の経営事情があるかと思いますが、このことについては各地域包括支援センター、法人の方でご検討いただくことも大切なのかなと感じました。見える部分で評価されたり、市民の方からもいろいろな疑問を持たれたり、意見も出てきますので、わかりやすい説明であるとか、あるいは今ある差が修正される時には縮小される方向になるかと思いますが、そういったところも含めて、各法人において検討いただくことも必要かなと感じます。

ほかの件についてご意見ご質問あればお願いします。

【立石委員】

各地域包括支援センターに伺います。ここ十年来見ていると、顔の見える関係を作るという話から一向に進んでいなくて、地域包括支援センターでは、三職種の連携やその機能拡充というのが、実際にどうできるのかということが気になります。盛んに地域ケア会議をやっていると言いますが、その地域ケア会議というのをやったら、その事例は、そこに参加した人だけが共有しているのでしょうか。例えば、地域ケア会議で上げられたこのケースはこういうふうに解決された、ということを他の介護職が見てわかるようにしないと、地域ケア会議で何を頼んでいいのかもわからないというところがいっぱいあるわけで

す。それで、本来は、この地域特有の問題について地域ケア会議が開かれて、それがどういうふうに解決されたかというのを一つ一つ積み重ねていくことが、この地域の共通の理解になるとずっと考えてるんですよね。そこが一番大事なところだと思います。しかし、我々は地域ケア会議を開いたという、そのだけの話で終わっているように思えます。その積み重ねを、もう十年以上もせずに今日まで来ていることについて、どういうふうにお考えなのかなど。それと、パンフレットを作ったり、カフェをどうこうとか、または認知症サポーターを作ってもいいけれど、そのサポーターがどうなるのか、サポーターが何人になったらどういふふうにこの地域は変わるのか、そういったことについてどのように考えてるのか、どういふことを目指してこれをしているのか、各包括の意見を聞かせてください。

【丸山会長】

ありがとうございます。

まず、地域ケア会議の報告がされているかどうか、そして報告が見える形になっているか、それを次に生かすためにどうされてるかという点についてと、もう一つは、何をねらって活動しているかということでしょうか。

【立石委員】

今の状況だと、地域ケア会議を統制しているところがないわけですよね。南は南でやって北は北でやっている。本来それは全部一つになってこの地域の、浜益なら浜益の地域特有の問題だとかをどのように解決しているのか。それがみんなに示されれば、介護職は、例えば浜益ではこういう事例があつてこういうふうに解決されたというとか、こういう問題を話し合いに行けばいいのかとかがわかる。地域包括支援センターを宣伝に行くんだとか、知ってもらうために何とかするんだといういう前に、その積み重ねが日々続いていないとうまくいかないと思うんですよ。そのことについてどう考えてらっしゃるのかということを知りたいと思います。

【事務局：石狩市北地域包括支援センター菊地センター長】

まず、立石委員のおっしゃるように、この地域ケア会議でどのように解決されたのかということが広く皆さんに知られていないということから、では地域ケア会議というものをどう活用したらいいのかとか、解決する材料として効果的なのかというところがあり、伝わってないというご指摘のように、まさに課題なんだというふうに思っています。私たちの方で積み重ねている地域ケア会議の個別事例で、地域課題として共通なものがある場合は整理をしています。その整理したものをまとめて地域課題として必要な方々の中で検討していくというところに結びつけるのも一つであつたりとかと、新しい社会資源をつくっていくとか、そういうところに結びつけるというところも役割だというふうに考えております。ただやはり、ここのところでもまだ形としてなかなかお示しできてないということであれば、私たちの力不足というところもあるかと思しますので、今後の課題として対応していきたいと考えております。

【丸山会長】

先ほど地域包括支援センターの連携という話もあったかと思いますが、地域包括支援センターがその課題に対して協力し合って何かに取り組んでいくとか、そういったところはいかがでしょうか。特に圏域が異なると事情も異なるかと思いますが、これまで北と南の二つの地域包括支援センターで連携したり、同じような課題に共同で取り組んだり、そういった実績はあったのでしょうか。

【事務局：石狩市北地域包括支援センター菊地センター長】

圏域が異なっても同じ地域課題を感じるところもあり、そのことについては共有しながら、同じ課題に対しての事業を共同で行うという形で、例えば研修会を合同で開催するということも今年度の事業の中には含まれてきてますし、そこは意識しています。

【丸山会長】

ありがとうございます。こういった会議が検討の場になってるかと思いますが、これ以外に地域包括支援センターが検討し合う場合は実際にございましたでしょうか。

【事務局：地域包括ケア課内藤課長】

地域包括支援センター同士が情報共有をする機会につきましては、月例の地域包括支援センター連絡会を開催しておりますので、その中で処遇困難事例であるとか、権利擁護関係の事例であるとか、そのようなもの報告し合って、その方に対してどういったアプローチをしているのかということ情報を情報共有しているところでございます。

あとは、先ほど地域ケア会議についての立石委員のご質問につきましては、確かに今までそうやって積み上げていくようなことを設定していなかったのですが、このたびの令和3年度の地域包括支援センター運営方針の中に、その辺を少々整理させていただきました。資料1の40ページに、個別ケースを検討する地域ケア会議が一番下にありまして、その中から各圏域の地域課題を検討する会議、そして一番上で石狩市の課題を検討する地域ケア会議、このような三層構造として今後やっていきたいというふうに考えております。私も立石委員と同様、ケース検討が非常に重要だというふうに考えておりますので、ただ、委員のおっしゃった、ほかの方々への共有というところまではまだちょっと頭が回っていませんので、早速取り入れさせていただいて、いろいろな方々にも、このことがどうなっているのかということと共有する手段を包括と検討して、実施してまいりたいというふうに思っております。

【立石委員】

ありがとうございました。ほかの地域包括支援センターの意見は聞いていませんが、ただ結論として、これは市がやらないといけないというふうに考えていただけませんか。北包括にポンと渡して、南包括にポンと渡して、あとは余剰金が出た時には自由にお使いくださいという、そういうシステムだけではやはりうまく動かないんですから、内藤課長も長年携わっているようですが、いまだ市はこのような状況であるということに関して、残念としか言いようがないですね。これは市の仕事だから、市がきちっと、丸投げをするのではなくて、これをまとめていくという考え方で、もう一度見直していただければ助かります。

【丸山会長】

ほかのご意見ご質問ございますでしょうか。

【築田委員】

5 ページの浜益地域包括支援センターのことについてですが、消費者被害の手口が巧妙になってきて、それが、直接の相談からではなく、支援の中で明るみに出てきているというお話がありました。我々民生委員も毎月の会議で消費者被害防止ネットワークのニュースなどをもとに話し合いをしています。実際にそれぞれの地区の民協の話し合いの中にこういった事例が出てくるのは年に数件なんですよ。そうしたところでいくと、まだまだ確かに事例はあるはずなのに、伝わってこない。それは民生委員が動いてないからだと言われればそれまでかもしれませんが、具体的にこんな事例がありましたということが皆さんに伝わるような方法を取っているのかどうか、浜益で起きたことは当然厚田でも考えられるし、旧石狩市であっても右岸地区や高岡地区といった人の密集してないところではどこでも考えられる事例だと思うんですね。悪徳業者は一件では終わらず全体で動いていますから、そういう事例の共有をされてるのかどうか教えてほしいと思います。

【事務局：浜益地域包括支援センター小島主査】

浜益包括の権利擁護の推進について、重点項目として、消費者被害防止に向けての取組というところをあげていますが、浜益では4年前から出前講座を実施しています。消費生活センターの方に来ていただいて、実際にこういう事例があるというお話を、縁ジョイクラブで皆さんに紹介するという場を設けております。今年3月に実施した出前講座の中では、例えばコロナの関係でマスクの送り付けが石狩でもあるけれど、そういうことは浜益ではありませんかですか、ワクチンの優先接種についてこんな電話がありますというようなことを教えていただくので、参加者からもそういえばそんな電話かかってきたという声があったりして、参加者が地域でそういう話をいろんな人にすることで、被害の防止につながるということを再確認する場ということで、毎年やらせていただいております。毎回同じスタッフの方が来られるんですけども、そういうことって忘れてしまうということもありますので、繰り返し、皆さんにお話しをしています。また、生き生き通信の中でも、このような出前講座をやりましたというようなことをフィードバックしています。実際に縁ジョイクラブに参加して聞いている以外の人たちは、そういう話を耳で聞く機会がないということもありますので、生き生き通信の中で今後もし取り上げさせていただきたいなと思っていますし、コロナが収束した暁には生きがづくり学園とか、いろんな事業の中で講演を行なうというようなことを考えておりました。

【丸山会長】

ありがとうございます。こういった出前講座に参加された方からまた近くの方に伝えていくとか、そういったこともあるということかと思えます。

【築田委員】

浜益だけにその情報が伝わってるのか、あるいは浜益でこんなことがありましたという

ことが厚田地域包括支援センターにも伝わってるのか、石狩地域包括支援センターにも伝わっているのか、その辺のところと、こういう事例が実際にありましたよということが、できれば民生委員の会議の中で反映されるような仕組みがほしい。消費者被害防止ネットワークのニュースだけを見てこんなことが考えられますというよりは、より具体的な事例が民生委員の耳に入った方が活動に力も入ると思うんですね。そういうことで、消費者被害の事例が全体に伝わる方法がないのか、伝わっているのかどうか、情報が民生委員のところには来っていないのかどうか、その辺りのことを、もう少し突っ込んで教えてください。

【丸山会長】

地域包括支援センター間での情報共有、また民生委員さんにもそういった情報をしっかり伝えていくこと、その辺りについていかがでしょうか。

【事務局：大塚保健福祉部長】

情報連携や情報の積み上げが非常に大事だと認識しておりますが、一部できてない部分もありまして、今般新たな地域包括支援センターを設置し、五つの地域包括支援センターが今年の春からスタートしております。そういった中で、民生委員の方々、地域の方々、高齢者クラブの方々と情報連携が非常に大事だと思っております。今ご質問ありましたことに関して、民生委員さんは定期的にお集まりになっていきますので、そういった情報はそういう場面で的確に伝わるような体制を作るよう努めていきたいと考えております。

【丸山会長】

ありがとうございます。

私の方から質問させていただきます。今年度から設置されました花川中央地域包括支援センターの多田さんにお伺いできればと思いますが、今は引き継ぎとか体制づくりで大変なところかと思えます。いろんな課題についての準備もされてらっしゃるかと思うのですが、石狩圏域は三包括体制になりますので、中央地域包括支援センターとしてはその点、今後の連携づくりであるとか、あるいは現時点では北と南の各地域包括支援センターからいろいろサポートいただくところもあると思いますが、そういったところで期待する部分とか、こんなふうに勉強してきたいであるとか、そういったところについてのお考えがもしありましたら教えてください。

【事務局：花川中央地域包括支援センター多田センター長】

ご指摘いただいたとおり4月から開設をしておりますけども、まずメインの業務となっているのが、南北の地域包括支援センターから介護予防支援・介護予防ケアマネジメントケースの引き継ぎを受けるということです。3か月ぐらいかけて2百数件というところを想定して動いております、現時点ではほぼ完了していますが、広報等で4月から新しい地域包括支援センターができますという案内もあったため、地域住民の方々からいろいろな新規のご相談もあるというような状況です。

地域包括支援センターの業務という部分においては、まだ新参者というところもあって経験もかなり少ないため、個別のケースについて対応できる範囲において、中央包括支援セ

ンター内で検討を重ねながら対応しているところですが、やはりどうしても、経験や実践情報等々が不足しているところもありますので、ケースごとに南北の地域包括支援センターや地域包括ケア課に報告をしつつ、相談しながら進めているところです。

また、地域への働きかけという観点においても、今まで南北の地域包括支援センターの方で実践されてきた内容を引き継ぎつつも、先ほど申しましたとおり新規の相談ケースの中では、例えばコンビニエンスストアの方からの通報などもあるので、私どもの計画の中でも触れさせていただいてるとおり、高齢者クラブや民生委員の方々のほか、住民活動に接点のない商業施設の方々にも周知活動を行なっていかなければならないというところは、開設後数か月の中で強く感じてるところなので、この辺りは南北の地域包括支援センターとも共有しながら進めていきたいというふうに考えています。

【丸山会長】

ありがとうございます。これまでの実績について引き継いでいきたいという点と、もう一つ、新しく入られたということで新しい風にもなるのかと思います。三つそろふことで、いろいろな観点が広がっていくことが期待できるかと思います。

【立石委員】

もう一点だけ意見を伺います。自己評価票というものですが、どう読み取ればいいのか、難しいかなと思います。例えば北地域包括支援センターの評価で、地域へのアウトリーチ活動が、去年は×なのに今年は○になっている。このコロナ禍で、何をして○になったのか、単なる自己評価でしかなくて、何が行われたら×から○になるのか。それからこれをやる意味はどこにあるのかという気はします。それから介護保険事業計画のところの評価も、「まあ悪い」など、「まあ」というような評価をしても仕方ないので、例えば最近学生が教授を評価するようなシステムもあるわけですから、地域のケアマネジャーなどが地域包括をどう評価するかという形を作った方がお互いに評価をし合えることになるし、再委託の問題を地域はどう考えているかということもわかるわけですから。やはり地域で実際に働いている地域包括と関わる他職種が、その地域包括支援センターを評価するようなシステムを作らないといけない。そのシステムを作ることが地域包括支援センターとの関係性を強くすると思います。最近の、学生が教授の授業の内容を評価するのと同じように、地域のケアマネが地域包括支援センターを評価することも必要であって、このような自己評価をここに並べられても一体何なのかという気がします。活動の評価は別なやり方の方が望ましいのではないかと思います。

【丸山会長】

ありがとうございます。藤女子大学でも、授業のわかりやすさや主体的に学べたかという点で、学生が教員を評価しております。評価される側はつらいことでもあります、より良いものにしていくために評価をするということかと思います。立石委員からのご意見も、改善すべき点をいろいろな方に評価していただいて、その意見をもとに改善していく、そういう仕組みにすべきではないかというご意見だったかと思います。この点については恐らく

これからの課題をいただいたというか、これから取り組んでいくべきことなのかなと考えております。立石委員、そういうことでよろしいでしょうか。

【立石委員】

はい。

【丸山会長】

それから、○×の評価は国が示したものでしょうか。

【事務局：地域包括ケア課内藤課長】

自己評価ということではありますが、評価内容については我々市と面談の上で検討してつけたものですので、包括のみの自己評価というわけではありません。また、この評価の目的としては、できている部分、○がついている部分についてはより良くしていけないか、あるいは足りないと評価した部分についてはなぜこれができていないか、なぜ不十分なのかということを分析して必要な対応を行うことで機能評価につなげるという趣旨の下、この評価を行っています。この評価票自体については前年の地域包括センター運営方針に紐づいてそれぞれの項目で評価をしているところです。この評価票については今年度から改めまして、国から全国統一の評価用紙というものについて通知があり、そちらに変更する予定です。ただそれも○×式になっていますので、立石委員のご意見にはすぐわない部分もございます。別のやり方を考えてはというご意見でしたが、我々としても地域の声は聞きたいと考えていたところですので、民生委員さんなどにアンケート調査をできないかと検討していました。また地域包括支援センターと協議して、どのようなことができるか、前向きに実行に向けて検討していきたいと思っています。

【丸山会長】

ありがとうございます。このようにご意見をいただいて絶えず検討くださったり見直しながなされたりしていくものと思います。ただ、評価ということで私も感じるところでは、評価される側は結構つらい部分もあり、なかなか受け止めにくい場合があったり、決まった項目で評価されることに釈然としないということもあるかと思いますが、評価すること自体は大切なことでもありますので、各地域包括支援センターの現場からこういった項目で評価してほしいという意見を出していただけると、より実効性のあるものになるのではないかと思います。

では議題第1号については了承いただいたということで、次の議題に移ります。議題第2号、認知症初期集中支援チームについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局：地域包括ケア課岩本主査】

認知症初期集中支援チームについて報告いたします。資料2をご参照ください。

はじめに、この事業の目的は、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、本人や家族に訪問などで直接関わり、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することとなっております。

次に、事業の対象です。一つ目は40歳以上で在宅の認知症の方で、適切な医療や介護に

つながっていない方。二つ目は、医療や介護サービスを受けてはいるが、認知症の行動・心理症状が顕著で対応困難な方、となります。

次に、事業の体制、特徴と言える点についてです。事業の名称のとおり、だいたい6か月をめぐりに集中的に関わり、医療や介護サービスに適切につながります。チーム員による診察、健康観察、身体的ケア、環境整備等の直接支援を行うことが可能で、これは、医療報酬や介護報酬ではなく、市町村が負担する仕組みとなっております。どうしても医療や介護につながらない認知症の方のセーフティネットの意味合いもございますので、力を尽くしても受診できないような場合はチーム支援が有効と考えております。

次にチーム員についてですが、囲み枠にお示ししているとおり、認知症サポート医と医療・介護・福祉の専門職で、ケースに合わせてその都度構成しております。

最後の認知症初期集中支援チーム検討委員会については、国の要綱でも設置するものとされております。本日のこの会議にチーム検討委員会をあてており、皆様にご確認ご意見をいただく場となっております。

引き続き、令和2年度のチーム実績をご報告します。表にお示ししているとおり、相談は2件、チームとしての支援実績は「なし」となっております。

相談の内訳ですが、※の①、南地域包括支援センターのケースは、チーム介入の拒否が予想され、まずは総合相談で根気強く関わろうと判断しております。これにより、外来受診に応じるようになり、そこから介護認定、サービス利用の運びとなりました。

※の②、北地域包括支援センターのケースは、チーム支援が妥当というふうに判断しましたが、ご家族の意向で総合相談としての関わりを継続するうちに認知症の行動・心理症状がやや治まったところもあり、現在も支援を継続しております。

今年度につきましても、地域包括支援センターからの相談に応じ、チーム支援が必要なケースに対しては、集中的に関わり課題解決を目指してまいります。

認知症初期集中支援チームについての報告は以上です。

【丸山会長】

ありがとうございました。令和2年度の実績について、南と北の各1件の相談という報告がありました。令和3年度についてはまだ実績はないということでしょうか。

【事務局：地域包括ケア課岩本主査】

まだありません。

【丸山会長】

はい。それでは委員の皆様からご質問ご意見等ございませんか。

【立石委員】

この時代にこの件数しかないという現状は、何が問題と捉えていらっしゃいますか。拾い上げの手法に問題があるのか、あるいは誰もチームのことを知らないという周知不足にあるのか。僕ら医療関係者としても、日常的にチームが付いた方がいいと感じる人がいますが、認知症が多いこの時代でこの件数、2件しかないというのは、何が問題なのでしょう。しか

もこの報告によると。チームがした仕事はないということになるかと思います。活動していないに等しいと思いますが、今、僕らのクリニックにも外来で認知症の方が山ほど来ている状況で、どうしてこうした内容であるのか、教えてください。

【事務局：地域包括ケア課岩本主査】

なかなかチームにつながらないという理由は、チームによる支援が必要かという検討テーブルに上がりにくいということがあります。チームにつなぐに際しては、もともと支援にあたっていた地域包括支援センターとの関係性がないとなかなかチームに引き継ぎにくいというところがあります。例えば介護サービスにつながっていないという方は認定申請から必要になりますが、そもそも医療につながらない、つながりにくいという方は、病院に行くことを拒否している方もいて、そういった方にサポート医の先生が訪問してつなげていただくことが、このチームの一番のいいところではありますが、先生をお連れするということまでの関係性が築けないと難しいという状況があります。そのため、チームでのサポートを目指して総合相談で粘り強く関わっていくうちに外来受診に応じてくださるだとか、そこまでは難しくとも相談につなげることでその家の介護の状況がわかったり助言ができたりという、そういう状況です。決してチームによるサポートが必要な人がいないということではないのですが、昨年度の相談実績としては2件であったということになります。

【立石委員】

ゼロというのでは評価のしようもないし、私はこのチームのサポート医が地域で活動しているのを見ることもあまりない。どういう形でやりたいのかというチームのコンセンサスのようなものがあるのでしょうか。支援までたどり着かないというのだったら、地域包括支援センターに頑張ってもらう形でシステムをもっとしっかり作るなどしなければいけないのではないのでしょうか。関係性のないところへ渡すことは難しいというのはそのとおりだと思いますが、国はこういうことをしろと言うけれど、そうではなく、日々どういう人間関係の中にこの人はいるかということがわからないままサポート医にぽんと渡されても関係性は作れないと思います。そうであるなら、このサポート医のシステムよりも、今ある地域包括支援センターがもっと上手に動けるように支援すべきであると思います。この時代の実績がゼロ件というのは、どう取り繕っても、このシステムにどこかおかしいところがあるのではないか思えますので、再度検討していただけたらと思います。

【丸山会長】

ありがとうございます。意見として承るということではよろしいでしょうか。

【立石委員】

はい。

【丸山会長】

そのほかにもございますか。

【各委員】

(なし。)

【丸山会長】

立石委員からご意見ありましたが、地域包括支援センターではうまくいかない部分について、こうした集中支援チームで効果的に支援を行う仕組みということかと思えます。したがって、地域包括支援センターの方で何とか対応できていればこのチームとしての出番がないということもあり得るということも理解できるかと思えます。

【立石委員】

こういう人を見るときに、関係性のない人が突然やって来ても絶対にうまくいかないのです。ですから考え方が違うのではないかと。日頃見たこともない人がやって来てもその中には入れない。例えば地域包括支援センターが入っても本人の機嫌が悪くてその日は帰るというようなこともあると思いますが、そういうことをやっていく中でつなげていくわけだから、サポート医のチームが石狩市にはありますというようなことではなく、実際に活動がうまく動くようにした方がいい。地域包括支援センターや支援に入っている全員がもう手に負えないというケースにサポート医が入ってもうまくいくはずがない。なぜこういう結果になるのかというと、そういうことだと思います。例えば僕が訪問してもうまくいかなくても、看護師さんが行けばうまくいくこともあるなら、その看護師さんを前に出していくとか、そういうやり方もあります。こういう新しいチームが突然来ましたとなっても多分それはうまくいかないと思うので、もう一度検討してみてはという話です。

【丸山会長】

立石委員からご意見いただきましたので、是非ご意見を生かしていただければと思います。

では議題第2号につきましては了承ということで、次の議題第3号について、事務局からお願いします。

【事務局：高齢者支援課高石主査】

それでは、資料3をご覧ください。これは、高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画について、令和2年度全体をとおして実績評価を行ったものです。

令和3年度より新たな計画期間に入りましたが、今回はその前の3年間の期間における、最終年度の実績評価であります。

令和2年度の実績評価にあたっては、本年5月から内部のヒアリング等を開始し、この資料にとりまとめています。評価の方法としては、1ページ目にあります「主要施策」毎にぶらさがっています、2ページ目にあります「具体的な施策」について、「目標値」の確認とともに事業の進捗状況などについて確認し、自己評価を行ないました。

12の主要施策毎の自己評価の欄については、悪いを1点、良いを5点とする5段階評価を具体的な施策毎に行い、その平均を主要施策の自己評価としています。

取組状況と課題への対応等の欄については、通常行なうべきこと、当然行なうべきことはできるだけ記載せず、特徴的な事項に言及するように記載しております。

また、別紙の部分、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評

価指標の該当状況調査表ですが、令和2年度より、新たに努力支援交付金が創設され、強化推進交付金は地域支援事業や市町村特別給付などに、努力支援交付金は介護予防日常生活総合事業などにそれぞれ財源として充てられる、2本立ての交付金メニューとなり、このようなタイトルとなっています。

この表はそれらの国の交付金の評価メニューとなっている事前調査であります。内容は、令和元年度及び令和2年度の時点での取組が対象となっているものが多く、この表の内容も考慮し、本市計画の進捗状況の確認を行っており、関連があれば、それぞれの主要施策の各ページに、関連する部分を参照できるよう記載しています。

半期毎に、この進捗状況の確認について協議会の議題とさせていただいているところですが、平成30年度の保険者機能強化推進交付金の創設に合わせ、PDCAサイクルを活用し評価を毎年、中間、実績と行う方向が国から示されたことから、本市においてもそのように進捗状況の確認を行っております。

今後も、このような形で半年毎に計画の進捗状況の確認を行い、計画の適切な推進を図り、地域の課題等を把握しながら、次の計画へ資するよう取組たいと考えています。

また、この令和2年度進捗状況の確認の全体を通しての概要ですが、令和2年度においては、コロナ禍により、多くの事業が中止、延期や形を変えての実施となっております。そのような影響もあり、令和2年度中間での内容と大きく変化のないものや、目標とする数値に届かないものもありました。今後についてはコロナ禍の出口を見極めつつ、事業毎に工夫しながら対応を図るものと考えています。

この進捗状況の確認にかかり、ご意見等いただき、了承をいただいた後、評価として決定する予定ですので、よろしくお願いします。

【丸山会長】

ありがとうございました。委員の皆様からご意見ご質問あればお願いします。

【西本委員】

まず、去年はコロナ禍で私たちの事業所もとても大変な思いをしたこともあり、行政の方も大変なご苦労や努力をされてきたことと思いますので、そこは十分理解したいと思えます。

13 ページの「多様な福祉人材の確保・育成」のことについてですが、先ほどケアマネジャーの人材不足のお話もあったとおり、実際に現場で実務にあたっているとそういうことも感じられます。そのため、これまでの取組は功を奏していないのではないかというふうに理解をしているところです。例えば右岸地区や厚田浜益の事業所に対して、外国人雇用に関する助成などの取組があるので、あれば助かりますし、我々としても背中を押してもらえるという気がします。そういったことを石狩市全体として取り組まれる予定はないのでしょうか。何らかの対応をしていかないと、おそらく人はどんどん減っていくと思いますし、その中で先ほどから議論されているようないろいろな事業に取り組まなければならなくなると、一人にかかる負担はどんどん増えていくことになり、事業そのものが頓挫してしまうこ

とになりかねません。そうすると、国からはこうなさい、我々現場からはもっとこうした方がいいのではないかという意見に挟まれ、行政は大変な思いをするだけで、それでは実際に困っている市民の方に手を差し伸べられないのではないかと思います。根本的な人材の確保や育成は、もう少し前進できないかなという、抽象的な意見で申し訳ないのですが、考えているところです。そこについてもし何か具体的なお考えがあれば聞かせていただきたいですし、なければ是非そこはご検討いただけないでしょうか。

先ほどは時間の関係でお聞きしなかったのですが、地域包括支援センター事業計画の中で、南地域包括支援センターから「世代を超えた地域包括支援センターの周知活動」というものがありましたが、これは具体的に何かお考えのものがあれば教えてください。それが、地域にこういう仕事があるんだということを広く知らしめる機会になったり、単発・縦割りでやっていくよりもそういうつながりでやっていく方が、結果的には人材確保につながるのではないかと思います。もしお考えがあればお聞かせください。

【丸山会長】

ありがとうございました。事務局よりいかがでしょうか。

【事務局：高齢者支援課高石主査】

貴重なご意見ありがとうございます。これまでの8期計画を策定するにあたって、人材の育成・確保についてはご意見等いただいていたところですが、今現在はあまり進んでいないというのが現状です。ただ今後は、地域の事業者の方と連携を図りながら適切に、質の高い人材を供給・サポートできる体制を組んでいきたいと考えています。加えて、今後は介護以外の分野においても人材確保という面では大変な時代になってくるという認識でありますので、全市あげての検討ということになると思います。具体的な答えは今、持ち合わせてはいませんが、ここは市も今後の社会を成り立たせていく上で非常に大切なことと考えておりますので、我々の部署以外も含めて検討していかなければならないと思っています。

【事務局：石狩南地域包括支援センター吾田センター長】

貴重なご意見ありがとうございます。世代を超えたセンターの周知ということで、今考えていることは、例えば子育て世帯との関わりということで、認定こども園と関わりを持ちながら、将来的には次代を担っていく人材になると思いますので、そこを重点的に取り組んでいきたいと考えています。具体的なことはまだありませんが、今後の方向性として一つあげさせていただきます。

【西本委員】

ありがとうございました。人材の確保・育成と書かれていますが、人というものも限りある資源だと思いますので、いつまでも人の手を頼っていても埒が明かないところがあると、僕も現場で働いていて思うところです。やはり最後は人の手がほしいところですが、人の手が確保できないからサービスの提供はできない、介護を提供できないと言っている間に、支援を必要としている人の状態はどんどん悪化してしまうということも目の当たりにしていますので、いろいろな形で考えられた方がいいのではないかと思います。単純に人を確保し

ようとか、そういうことではなく、人以外のもので何かそういったところを補える方法はないかという考え方も一つあってもいいのかなと思っています。

【丸山会長】

ありがとうございます。その他ございませんか。

【平野委員】

人材や介護サービスの充実、住み続けるための暮らしの環境整備などに関係してくるかと思いますが、我々の法人でも訪問看護と訪問介護で厚田地区の方へ行かせていただいておりますが、もうすでに人材が不足しておりまして、サービス事業者レベルで、訪問看護ステーション同士でいま厚田の方の看護をどうするかということと、訪問介護に関してどうするかということ、先日も話し合いを行いました。我々の法人本部の方と石狩市の方でもお話をさせていただいているのですが、現場の者が行っていなかったがゆえ、緊急性が伝わっていなかったかもしれません、かなり逼迫したような状況です。今も半ば無理をして派遣しているため、今度は石狩市街、花川南地区、北地区、親船地区の介護サービス、訪問看護サービスで新規を受け入れられないような事態も生じてきているのが現状です。そういったところで、来期計画策定にあたって、先ほど西本委員からもあったように、人材確保だけに集中・注視するというのではなく、市の方からは働く方の住宅の確保についても提案されていました。インフォーマルサービスに頼ることは限界ではないかと思っています。訪問介護に関しては単価が安いので、ほかの訪問介護事業所もなかなか我々の事業を引き継いでいただくことができないという状況です。ただ、厚田の方には、グループホームべつかりさんにスタッフを派遣するために毎日スタッフを送っているなどで、厚田には誰か彼かが行っているのですが、サービスをいったん洗い出して、人が不足している中で厚田浜益地区の介護サービスをどのようにしていくか早急に検討する必要があるのではないかと思います。そういったところも具体的に計画に盛り込んでいただけると、我々としてもありがたいですし、そういった話し合いの場でみんなで意見を出し合って、厚田浜益の介護サービス、看護サービス、医療サービスを途切れることなく継続できればと強く思っておりますので発言させていただきます。

【丸山会長】

ありがとうございました。かなり逼迫した状況にあるということでしたが、それはニーズが拡大しているからなのか、それとも人材が流出したり不足したりしているからなのか、いかがでしょうか。

【平野委員】

ニーズはあるのですが、それに応えるための人材について、いかにせん事業所のある石狩からは、特に冬期間は交通事故等の懸念があり、1時間かけて厚田、1時間半かけて浜益に行くというスタッフがほとんどいない状況です。厚田浜益での人材を各事業所で確保することが、石狩市街、花川の方でさえも難しい状況なので、厚田浜益で人材を確保して事業を継続していくということは難しいのではないかと思います。ニーズはあります。

【丸山会長】

事業所の努力としても限界ということですね。複数の委員から人材確保についてご意見がありましたので、これは行政だけがというわけではなく、いろいろな人がアイデアを出し合うだとか、いろいろな観点から検討が必要であると私も思いました。計画策定まではまだ時間がありますが、それを待つこともできないような状況もあるかもしれませんので、随時意見を出し合って検討していくということになるかと思います。こうしたらいいという正解のようなものはなかなかないとも思います。

事務局から補足等ございますか。

【事務局：高齢者支援課鍋谷課長】

ご質問ありがとうございます。人材確保についてはかねてからこの協議会の中でも話題になっていますし、私どもも介護を支えていく上では人材の供給というのが一番の課題だと認識しております。平野委員からご質問あったことについては、私どもも非常に危機感を持って認識しておりました。一方で厚田浜益については在宅介護の充実を図っていかねばならないという相反した状況の中で、今法人の方とも話しているところですが、住宅のサポートや冬期間の移動に対する補助も含め、過疎地である厚田浜益はやはり人材供給の面で非常に困難な地域だと認識しておりますので、引き続き皆様方からもご意見をいただきながら、市としてできるサポートを全力で行っていきたいと思っています。

【丸山会長】

そのほか、いかがでしょうか。

【一條委員】

数年前からずっと認知症サポーター養成講座を石狩翔陽高校で開催しているかと思いますが、石狩翔陽高校から市内の介護事業所に人材として就職された方は実際にいらっしゃるのでしょうか。介護の魅力を伝えていくことで終わっているとしたら人材は増えていかないと思うので、その調査はされていますか。

【丸山会長】

石狩翔陽高校での実績についてのご質問でしたが、いかがでしょうか。

【事務局：地域包括ケア課内藤課長】

翔陽高校から就職した人に関しては、市として調査・把握はしていないところです。

【一條委員】

わかりました。

【丸山会長】

そのほか、いかがでしょうか。

【立石委員】

6番の「在宅医療と介護連携の推進」について、「医療・介護関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を目指します」という力強い言葉がありますが、今、石狩市は在宅医療がほぼゼロという状況だと思います。石狩地区の各地

域包括支援センターはそれぞれ医療機関と良好な関係があるとは思いますが、これをもう少し利用できるようなイメージをもってこの文章を書いているのでしょうか。どういう形で目指すのかを全くイメージができないので、教えてください。

【事務局：地域包括ケア課内藤課長】

在宅医療・介護連携につきましては、立石委員のおっしゃるとおり、難しい課題だというふうに思っております。運営方針の方にも入れておりますが、石狩地区の地域包括支援センターが2か所から3か所に増えたというところで、周知のために医師会をとおしてまずはそれぞれの医師の先生方にご挨拶に伺い、その中で改めて包括機能の周知をさせていただくこと、あるいは医師の先生方にも地域の患者さんを診ていて気になる方々がいらっしゃると思いますので、そのような方々に関して実態把握をし、その部分を医師の先生方にお返しするということをしていただきたいと、運営方針の方に載せております。その中から医師の先生方との関係性を深め、地域のケアマネジャーさんのお話からは石狩の先生方は大変話しやすい方が多いですということをお聞きしますし、一方でお忙しい先生方にもどのような時間帯でどのように連絡を取ったらいいかということで少々遠慮しているという声も聞いております。地域包括支援センターと医師の先生方との関係性を深めていく中で、連絡の取り方等につきまして、まずはケアマネジャーと情報を共有させていただき、連携・連絡を取り合える関係を構築していきたいと考えております。

【立石委員】

言っていることがよくわからないのですが、在宅医療というのは、医療や介護を行う人が自宅に行くことです。症例をそこへもってきて話しやすいとかいうものではありません。平野委員が言われたように、今は現実として人がいない状況です。この地域でそういうことをするのなら、医者よりも訪問看護師の方が大事なので、訪問看護にもっと手厚く補助をするとか、そういうシステムを作ったらどうかということはずっと言っていますが、行政は代々皆さん異動で替わっていき、何もつながっていかない。今の話だとそれで在宅医療ができるわけでもなく、こんなふうに困っている人がいますよと医者に言いに行くというだけの話です。在宅医療をするということはそういうイメージではないのです。例えば石狩市でそれができないとなると、訪問診療専門医を使ってこの地域でやるとか、それがうまくいくのかどうか、考えないと難しいのではないのでしょうか。僕も含め医者はもう高齢で、夜中に呼ばれても動けるような状況ではありません。「一体的に提供できる体制構築を目指します」などと言うのではなく、それをするためには一体何をしたらいいのかということを考えないと、この地域で在宅医療はできないと思います。在宅医療は、今はほとんどゼロです。花川病院もやっていない、石狩病院も、札幌資本の病院もほとんどやっていない。この地域の在宅医療はほぼゼロという状況を考えてこれを書いたのでしょうか。その辺りのピン트가ずれている。平野委員のお話ですと八幡まで人を派遣するとのことでしたが、僕はそこまでもよくできるなと思っています。そこへ移動する時間は収益にならない。それなら、市はその派遣に対する埋め合わせをするくらいの配慮がないと在宅医療なんてできるわけがあり

ません。そうしている間に誰も行かなくなり人がいないという話になります。だから、例えば花川地区から厚田まで行くのであれば、その一人分の人件費を持つくらいの配慮がないといけない。公立病院は作らず民間にすべてを任せておいて、地域包括支援センターの評価も市ではせず地域包括支援センターに任せておいて、それで本当にこの地域を作っていこうと考えているのか、僕にはわからない。どう書いてもいいですが、現在の石狩市の在宅医療はゼロと考えて、そこからもう一度考え直してもらえませんか。もっと前からできる方法はたくさんあったし、それを言ってきたけれども、何もしないままここまで来てみんな歳を取って終わってしまっています。もっとやれたはずなのに、この街の規模ではあっちもこっちも見えるわけです。どこで誰が何をしているのかわかる。札幌だと地区に何十万人もいて人を集めてもどうにもならないけれど、石狩市は五万人程度です。それなら顔の見える関係も築けたのです。それをしないまま十何年間も過ぎて、在宅医が一人もいないような状況になり、訪問看護も撤退する相談しかできない状況です。市がそういうことを全然見てこなかったということが一番大きな問題だと思っています。それが現状だということを考えて、もう一度この資料に書き加えてほしいと思います。

【丸山会長】

ほかのご意見ございますか。

【各委員】

(なし。)

【丸山会長】

立石委員から指摘いただいたこととしては、深刻な実態にあるということを今一度認識していただきたいということと、これまでの取組が実際の成果につながっていないということかと思います。ここは政策として反省する必要があるかもしれないので、そのためのアプローチがもしかしたら必要かもしれないと思うところです。そのうち何とかするというのではなく、逼迫した状況であるという切実なご意見を伺ってきましたので、このご意見を是非受け止めていただき、議案第3号は了承とし、三つの議題についてはこれで終わらせていただきたいと思います。

次に、次第8のその他として、高齢者生きがい福祉施設使用料の改定について、事務局よりお願いします。

【事務局：高齢者支援課田中主査】

私からその他案件の資料4、高齢者生きがい福祉施設使用料の改定についてご説明させていただきます。

1の市の使用料改定の基本的な考え方についてですが、平成29年4月の前回改定時から5年が経過し、施設の維持管理コストや利用者数の変化、消費税の引き上げなど、本来設定すべき金額との乖離が生じている可能性もあることから、市では現在、施設使用料の見直しに向けた検討が行われております。

施設使用料の改定にあたっては、一つ目が原価計算方式によるコスト算定、二つ目が行政

負担と受益者負担の負担割合の明確化、三つ目が受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率の設定、原則として現行料金の1.5～2倍、最大100%アップまで、四つ目が定期的な料金見直しサイクルの確立、おおむね3年ごとという事項を基本としています。

2の使用料改定案についてですが、市の施設の使用料改定案のうち、高齢者支援課が所管する施設については、花川北憩の家、厚田憩の家、横町寿の家の3施設が料金見直しの対象となりました。資料裏面の5をご覧ください。いずれも浴室の利用料金となっており、現行100円の料金設定後14年が経過し、維持コストが増加していることから、200円に改定を行おうとするものです。

資料表面に戻りまして、3の改定案の実施時期についてですが、料金改定を行う場合、令和4年4月1日から施行されます。4の改定案の審議についてですが、現在「使用料、手数料等審議会」に諮問されており、7月14日までパブリックコメントが実施されましたが、高齢者生きがい福祉施設への意見はありませんでした。明日7月29日木曜日に「使用料、手数料等審議会」が開催され、施設使用料改定に係る審議及び答申が行われる予定になっております。

資料4についての説明は以上になります。

【丸山会長】

ありがとうございました。報告いただきました件について、委員の皆様からご意見などはありませんか

【各委員】

(なし。)

【丸山会長】

なければその他、委員の皆様からありませんか。

【中村委員】

被保険者の立場として今日の会議に参加し、皆様方が地域住民のため、石狩市民のため、真摯に一所懸命に努力なさっていることを知って非常に感銘を受けました。おこがましいとは思いますが、被保険者を代表して厚くお礼を申し上げます。これからもよろしくお願いします。

【丸山会長】

その他、ないようでしたら、これにて令和3年第1回石狩市介護保険事業運営推進協議会を終了させていただきます。遅い時間までご尽力いただきましたことに感謝申し上げます。

人材確保については誰にとっても他人事ではないことかと思っておりますので、いろいろな立場から意見を出し合うことが必要であると思っています。私も大学教員として同じように感じているところですが、福祉の入学者は年を追うごとに減ってきていまして、学生が減るということは数年後に現場に出ていく人材も減っていくということになるかと思っております。多くの大学が学科を閉じたりするようなことが十数年以上前から続いているので、一番大切な部分は国の対策になるかとは思いますが、私たち一人ひとりが深刻に受け止め、考えて

いかなければならないかと思います。

今後につきましても委員の皆様のご協力のもとに進めていきたいと思っておりますので引き続きよろしくお願いいたします。本日はお疲れ様でした。

【20:30 閉会】

令和3年8月31日 議事録確定

会長署名 丸山 正三